



2015 年 12 月 1 日発行 (季刊)

特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社

〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-19-13 A S K ビル 601

TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202

E-mail npo@hitomachi.org URL : <http://www.hitomachi.org>

郵便振替口座 00170-6-410791 市民シンクタンクひと・まち社

根強い「介護需要切り下げ」に異議あり

市民シンクタンクひとまち社理事 前田直哉

介護保険制度が発足して 15 年。

全国の市区町村は発足の 2～3 年前から一斉に、初めて新制度でサービスを受けるべき高齢者等の人数、要介護度などを正確に予測する必要に迫られ、実態調査（介護保険サービス需要実態調査でもある）を発注しました。

僕はその前、某政党の議員団事務局員でしたが、落選者をたくさん出した責任上、退職し、某民間シンクタンクに押し込んでもらった身分。そこはシンクタンクという一見中立的・科学的な看板からは想像できぬ営利企業、競争社会でした。談合も癒着もあって厳しく醜く、「研究員」というにはせつないノルマに追われつつ、この調査の受注獲得ラッシュを迎えたのでした。

僕の所属していたシンクタンクは、当時をときめく大銀行系の M 総研や証券会社系の N 総研、IT メーカー系の F 総研などと比べるべくもない弱小調査会社で、それら巨人の膝下をかき分けるように伍して、市区町村が発注する調査を受注しようと血眼になって、北海道や北陸へと飛び歩いたのです。

結果として僕の社が入札または企画コンペで勝って受注したのは、市区町村と 1 県の 10 自治体くらいでしたが、アタックした自治体はその 3 倍くらいありました。なにせ数人のスタッフで営業も提案も現地での住民アンケートも解析もやるのですから、粗製濫造の部分も生じ、住民の皆さんには申し訳ないことでした。僕は Y 市へ提出した企画書を、コピペして別の自治体向けに書き換えた際、うっかりして「Y 市」の文字を 1 か所消し忘れてしまい、大目玉を食ったものです。

失敗談はさておき、この調査の舞台裏ですぐ気づいたのは、市区町村の担当者や高級幹部が、自

分の自治体の要介護者の数・需要量を低く抑えようとする心理でした。実はこれは発足当時も現在も変わらぬ傾向であって、逆の自治体は例外だと言わねばなりません。そして我々調査会社は哀れなことに、この発注者様に迎合追従し、主権者＝住民の実情や調査の客観性にさえも目をつぶりがちです。

なぜか？「高齢者からのニーズをあるがままに是認したら、うちの公費支出が膨らみ、保険料を値上げせねばならない。それは（住民よりも？）近隣の市町村に恥ずかしい」という悪しき横並び主義。しかしそれ以上に、特養対策をはじめ国の政策が貧困で、国民の「介護の社会化」という悲願を抑え込んでいます。当時の講演で、官僚が「介護保険が始まります。自治体の皆さん、施設をたくさん作るのが進んだ自治体だ、という考えはもう捨てて貰わねば。」と言い放った姿が忘れられません。彼(ら)にとって新制度は支出削減のためだったのです。

19 年ぶりに戻り住んだ T 団地は、ピカピカだったカラー舗道や壁も、店の看板もひび割れ、息子と娘の出た小学校は廃校。老人の町になっています。僕も十分老人ですが、母は 99 歳 9 カ月、再認定でも要介護 2 ゆえに、新基準では特養の入り口にも入らぬまま終わるでしょう。誰もが安心して介護を受けられる社会へ、福祉の原点に立った大きなやり直しが必要ではないでしょうか。



「新総合事業でまちづくり」シンポジウム報告

新総合事業で、利用者の安心・安全が築けるか

市民シンクタンクひと・まち社 代表理事 工藤春代

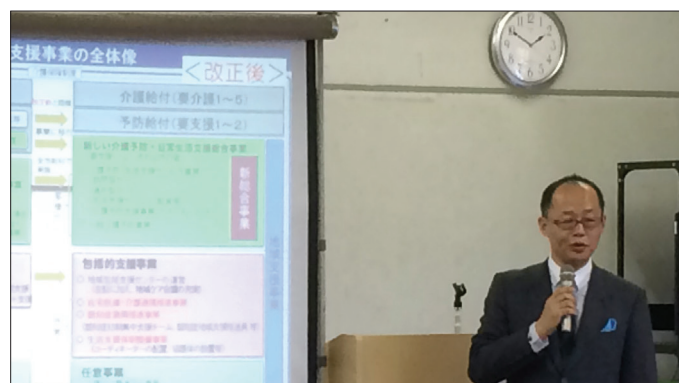
2014年6月の介護保険制度改正により、介護予防事業の「訪問・通所介護」が介護給付から外れ「介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）」として再編されました。国のガイドラインには地域づくりの視点が盛り込まれ、元気な高齢者の活躍やNPO、町会・自治会、生協などが地域資源として期待されています。この機会に新総合事業への理解を深め、市民自らが主体となって地域の福祉づくりをすすめる一歩となることをめざしシンポジウムを開催しました。藤井賢一郎氏（上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授）に基調講演をお願いし、引き続き活発なパネルディスカッションが行われました。

基調講演～藤井賢一郎氏

介護保険制度が成し遂げてきたこと

介護の社会化をめざした介護保険制度が2000年に成立し15年が経ってようやく、家族という立場で女性が介護を強いられることは少なくなり、子どもや家族が介護から解放され介護の社会化が進みました。しかし、いざ親を介護したいと思った時に本人とその家族に制度が寄り添っているかという点、まだまだ十分ではありません。

オーストラリアや北欧では、デイサービスは社交の場でおしゃべりをしてくる場所です。サービスは家族が疲れたときのレスパイトと本人へのケアと2種類に分かれており、本人は使いたいサービスを選ぶことができます。しかし、日本では、本人の希望よりも家族の都合でサービスを選択していることが多いようです。本来、制度は本人が自分のためにサービスを使い、家族がそれを助けるという方向に進むべきであり、今回改正による新総合事業は大きくとらえれば本来の方向に進もうとしている新しい動きとしてとらえています。



講演中の藤井賢一郎氏

今回の介護保険制度改正のねらい

日本の介護保険制度の基本的なモデルは、介護度3・4・5の重い方を想定した厳しい基準です。介護度5の方の身体は繊細で介護をすることは非常に難しく、専門的な知識と経験が必要なため、専門職の配置や施

設の設置基準は厳しく設定され、ヘルパーも最低130時間、約1か月の研修を経なければ仕事に就くことができません。この厳しい基準を全国一律に守ることができるのは介護保険制度の良いところですが、その厳しい基準を要支援者1・2の訪問・通所介護サービスに当てはめることで逆にコストを上げてしまいました。訪問・通所介護は「介護」という幅は狭く、見守りや家事援助などがあれば十分ご本人の生活を保つことができます。栄養の偏りを防ぐための食事作りや生活支援なども高齢の方には重要であり、全国一律の厳しい配置基準でヘルパーが派遣されなくとも自治体ごとのルールがあれば、地域のネットワークにより十分な見守りや傾聴、家事援助などができるのではないのでしょうか。この訪問・通所介護の部分を介護保険から新総合事業に移行しようというのが今回の改正です。

地域の多様性と地域の力を活かして

地域包括ケアシステムとは、施設入所よりも在宅生活をめざすことであり、それを実現するために厚労省は介護保険制度による定期巡回随時対応型サービスと小規模多機能型居宅介護を普及させようとし、新総合事業では地域のネットワークや支え合いのしくみを作ることで、介護に至るまでの時間を長くしようと描いています。今までは在宅サービスを増やせば施設入所を遅らせることができると考えられていましたが、そうはならず逆に地域にあった様々な取り組みを失うことにつながりました。15年かけてやっと、地域の力が必要なことに気づいたのです。

この20年間で施設に限らず現場の介護力は格段に上がり、在宅でもやれるのではないかと期待が高まっています。それに加え、地域の多様な力を活かして見守りや生活支援などの体制ができれば在宅生活も可能になります。各自治体は2017年までの間に新総合事業をすすめることとなりますが、地域の資源をどう活用し広げていくかは、今後行政と市民がともに取り組むことから始まります。

パネルディスカッション

行政の立場から～田中潤氏

東久留米市の介護福祉課長の田中潤氏からは、地域の人材発掘と市民事業の広げ方について報告をしていただきました。高齢者世帯の増加による生活支援のニーズの高まりや介護予防対象者把握事業の費用対効果が得られなかったことが今回の見直しにつながりました。新総合事業の住民主体による多様なサービスづくりは、国のガイドラインを参考にしながらも東久留米市にあった人材の発掘と住民主体の活動づくりを、要支援者のサービス実態の分析のもとに取り組んでいます。



医療の立場から～堀井宥佳氏

医療ソーシャルワーカー（MSW）の堀井宥佳氏は、地域の介護責任者と病院のMSWの両方の経験をされてきました。病院と地域の介護職との連携が難しいことや退院後の在宅生活を支援するためには公的なサービスとインフォーマルな支援が必要だが、地域資源をつかむには行政ではこと足りず、人頼みであり、MSW個人によって情報量が違い支援に差異が生じています。病院と往診する医師では、臨終の概念や価値観が大きく違うので、病院と介護職との連携や地域資源の情報を共有することが大切という報告がありました。



市民による地域のネットワークづくり～光岡明子氏

せたがや福祉サポートセンターの光岡明子氏は、地域福祉を推進するために高齢者交流会「ひこばえ」を区内に18か所創出し、ミニデイや相談事業を行ってきました。常に地域に目を向けニーズをつかみながら、やりたいことのつぶやきを耳にしたときは、速やかに活動支援するなど居場所や市民活動の立ち上げをサポートしてきました。「おとこの台所」は区内に9か所に広がり、心に



香丸真理子氏、光岡明子氏

不調を抱えた方たちのための居場所「ここからカフェ」や「子ども食堂」の開設・運営サポートなど、市民活動や地域のネットワーク作りに元気に取り組んでいます。

ACT「まちのほっとスペース」づくり～香丸真理子氏

NPO 法人アビリティクラブたすけあい（ACT）の香丸真理子氏は、たすけあいのしくみから地域の居場所

づくりの実践を介護事業者の立場からお話いただきました。「子育て介護は社会の仕事」に共感したことや会員によるたすけあいのしくみを「たすけあいワーカーズ」として具現化し、30自治体で35ワーカーズが活動していること、常に自分たちが当事者となることを考え、介護予防にも効果を上げてきたといいます。現在は、メンバーのスキルを活かした退職後の「まちのほっとスペース」を立ち上げ、柔軟な働き方ができる仕組みを実現しています。

地域福祉のしくみづくりは市民の手で

パネルディスカッションでは、医療の立場も地域資源を求めていることがわかり、互いの活動を刺激し合うなど熱い議論が交わされました。そして、行政の仕組みでは限界があるため、そこから見逃される人たち、本当に支援が必要な人たちをどう浮かび上がらせるか、これこそが市民に期待される活動だということが浮き彫りになりました。

藤井氏からは、一人暮らし高齢者の増加や老々介護が話題になるが、65歳以上の高齢者の子どもとの同居率が1割を超えている国は珍しい。在宅介護の可能性をケアマネに調査しているが、一人暮らしの高齢者を地域の介護サービスにより支えることは可能だと答えている。時代は変わってきていて、制度に乗った専門的な支援と地域の多様な市民による活動とネットワークが増えれば、活動の中での気づきとある程度

のおせっかいが制度から見逃された人々を救う手立てになる。また、就職氷河期



活発に意見交換が行われたパネルディスカッション

の世代は正規社員になれないまま介護保険料を払う年代になっており、仕事に就けない人の雇用政策や居住の政策など中高年者や若年者にもわたる問題も合わせて考えられるのが市民の柔軟な発想ではないか、と提起されました。

NPO が行政の信頼を得ることが課題だが、今が自分たちの理念を実現するチャンスであり、市民こそ地域特性を活かして多様な活動をつくりだすことができるのではないかと。藤井氏から熱いエールが送られ、地域福祉のしくみづくりに取り組むのはやはり市民だということを改めて実感する集会となりました。

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）に向けた調査のご協力のお願い ～地域の福祉づくりを市民が担うために～

2014年に介護保険制度が改正され介護予防事業の「予防訪問介護・通所介護」サービスが保険給付外となり新総合事業に再編され、全国一律のサービスではなく自治体の責任で実施することとなりました。新総合事業を今年から実施する自治体は少なく、多くが2017年4月までにスタートすることを予定して準備がすすめられています。新総合事業には新たに「地域づくり」の視点が盛り込まれ、地域資源の活用を想定し、「多様なサービス」の担い手には元気な高齢者を含めた地域の人材が期待されています。現在「予防訪問介護・通所介護サービス」を利用している要支援の方にとっては大きな変化となるため、ひと・まち社は昨年プレ調査として自治体調査を行い、「介護保険制度改正に伴う自治体調査&介護・老人福祉費比較報告書」（2014年）としてまとめました。この調査をベースに、新総合事業が介護予防サービスの利用者や地域活動にどのような影響があるのか、そのニーズを把握し、新総合事業の財源となる地域支援事業費と高齢者福祉費の3年間の経年変化について調査を行います。2015年度は調査の初年度とし、新総合事業の対象者と自治体の実態調査を行い、今までの利用者への対応と新総合事業の予算付け、市民活動への支援の考え方などの現状を把握し、市民提案や地域活動に活かしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

地域の福祉づくりに向けた市民の意向調査

調査方法：アンケート調査

調査項目：社会貢献活動について、地域にあったらよいと思うこと他

調査対象：40歳以上の地域活動・社会貢献活動に興味のある方、及び、現在、「介護予防訪問介護・通所介護」サービスを利用している方

調査締切：2016年1月31日

*調査にご協力いただける方は、調査票をお送りいたしますので、ひと・まち社までご連絡ください。

NPO法人市民シンクタンクひと・まち社

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル601

Tel：03-3204-4342 Fax：03-6457-6202

E-Mail：npo@hitomachi.org

介護予防・日常生活支援総合事業（新事業）に関する自治体調査

調査方法：ヒヤリング及び郵送によるアンケート調査

調査項目：大きく変わる要支援者への対応、多様なサービスの担い手となるNPO等の市民活動への支援の内容、多様なサービスづくりやネットワークづくりなどの要となる生活支援コーディネーターと協議体について、昨年度（2014年度）決算の介護保険特別会計の地域支援事業費と一般会計の高齢者福祉費など

調査対象：東京都23区26市の自治体

調査期間：11月～12月



寄附のお願い

ひと・まち社の主な事業は、調査活動と東京都の福祉サービス第三者評価です。事業収入は評価事業が大半を占めていますが、NPO法人としてさらに社会貢献活動を充実させるために2014年1月24日に仮認定NPOになりました。ひと・まち社への寄附は、寄附金控除の対象になり確定申告をすれば税額控除が受けられます。今後は調査活動を充実させる予定で今年度の調査活動は、介護保険制度改正に伴う「新総合事業」に関して、「地域の

福祉づくりに向けた市民の意向調査」と「介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）に関する自治体調査」を実施いたします。皆様からのご寄附を調査活動に活かしますので、ご支援・ご協力をお待ち申し上げます。

ご寄附は下記口座にお願いします

・郵便振替口座 00170-6-410791

NPO法人市民シンクタンクひとまち社

・三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通 5298170
特定非営利活動法人市民シンクタンクひとまち社

編集後記：我が家の黒猫は18歳。人間にすると推定88歳らしい。以前はとても凛々しかったけれど、最近は俊敏さに欠けて、ますます、猫背に。ご飯のおねだりも猫なで声で顔を見るたびに催促し、水を飲むのも頻繁に。動物の老いも人間と同じだといひ、明日は我が身かと…。老いの一足先を行くクロちゃんをより愛おしく思う。*工藤 春代*